



『第1領域 人間と社会』『社会の理解』のうち 『社会保障制度』

1. 日本の社会保障制度の歴史

- 日本における社会保障の基本的な考えは
『日本国憲法』と『社会保障制度に関する勸告』があります

✓ 日本国憲法

- 日本の社会保障の基本的な考えは
1946年に公布された日本国憲法が根拠になっています

日本国憲法第25条の原文

- ① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する
- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上と増進に努めなければならない

➡ 第1項では明確に生存権を明記し、
その実現のために第2項において国の責任が記載されています

- このように、国が国民に保証する最低限度の生活のことを、
ナショナルミニマムといいます

✓ 社会保障制度に関する勸告

原文はかなり長いので要約すると…

- ① 病気、怪我、出産、不治の病、死亡、老年、失業、子だくさんといった、様々な困窮の原因によって生活困窮になりかねない人を、社会保険や税金負担によって、貧困に陥らないようにする
- ② 同じ原因によって、生活困窮になった人には、生活保護によって、最低限度の生活を保障すること
- ③ 公衆衛生や社会福祉の向上は、国が責任を持つ

とのこと



◎ 社会保障は次の四つで構成される

社会保険

- ・主に保険料を財源として、条件に合わせて給付するもの
具体例 年金保険、医療保険、雇用保険、労災、介護保険

国家扶助

- ・いわゆる生活保護

公衆衛生

- ・予防接種や健康診断などで、健康の維持・増進を行う

社会福祉

- ・ハンディキャップを負う人への支援制度

◎ 日本における社会保障制度の変遷

○ 福祉六法と福祉三法

福祉六法	福祉三法	生活保護法
		児童福祉法
		身体障害者福祉法
	知的障害者福祉法	
	老人福祉法	
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	

💡 成り立ち

福祉三法

生活保護法

1946年に戦後の貧困への対応として作られる

⇒ 欠陥条項があったので1950年に現行法に改正

児童福祉法

1947年に戦争孤児への対応として作られる

身体障害者福祉法

1949年に戦争で障害を負った人への対応として作られる

⇒ 福祉三法は戦争の影響を大きく反映している

福祉六法の残りは

知的障害者福祉法

1960年に精神薄弱者福祉法が制定。のちに名称改正

老人福祉法

1963年に制定

母子及び父子並びに寡婦福祉法

1964年に母子福祉法が制定。のちに名称改正

◎ 国民皆保険、国民皆年金体制

1961年 全ての国民が医療保険、年金保険に加入する体制が確立

- ☑ 医療保険 病気になったときの医療保障をするもの
- ☑ 年金保険 高齢になったときに所得保障をするもの

1972年～ 高度経済成長を背景に、さらに社会保障制度を拡充へ

- ☑ 1972年：児童手当制度
- ☑ 1973年：老人医療費支給制度

⇒ 高齢者の医療費を無料にすることに！

1973年～ オイルショックの影響で、財政負担を軽減することに…

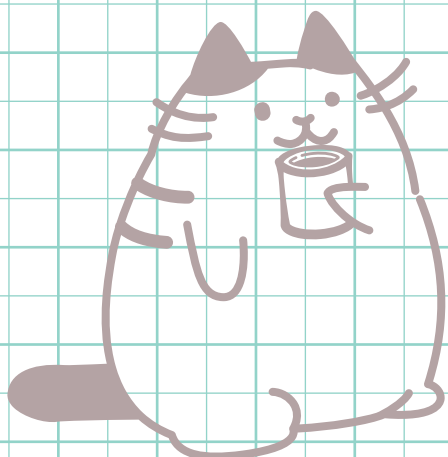
- ☑ 1982年：老人保健法制定

⇒ 高齢者の医療費の無料化を廃止することに…



他にも覚えておくべき年号は

- 2000年に介護保険法が制定
- 2008年に後期高齢者医療制度が制定
- 2013年に障害者総合福祉法が制定



Check



2. 社会保障制度の概要

◎ 社会保障の概念

。まず最初に抑えておくべき自助・互助・共助・公助の違い

自助	自ら働き(もしくは不労所得で)自分の生活を支え、 自分の責任で生活を営むこと
互助	周囲のいる近しい人が、自発的に助け合うこと 例 近隣の助け合い、ボランティアなど
共助	社会保険のように、制度化されている相互の助け合い 例 年金、介護保険など
公助	自助・互助・共助では対応できない問題に対して、 税金を用いて最低限度の生活を保障すること 例 生活保護、虐待防止、人権擁護など

◎ 社会保障の基本

- 。基本的に共助・公助に当てはまる
- 。しかし日本では、少子高齢化、財政状況から、これ以上の拡充は難しいとされている

◎ 社会保障の役割

。社会保障には4つの機能があるとされています

生活安定・向上機能	生活の安定を図る機能。病気やけがをした時の不安を減らし、自己負担も減らすことができる
所得再分配機能	同じ給料でも、困っていない人から困っている人への <u>水平的再分配</u> と、給料が高い人から低い人への <u>垂直的再分配</u> がある
経済安定機能	安定的な消費を生み出して、景気を安定させる役割がある
家族支援の機能	育児や介護など家族機能を支援する

◎ 社会保障のお金回り

。日本の社会保障給付費の財源は、2016年では117兆円程度があった

⇒ 国民1人当たりでは、92万1000円
1世帯当たりでは、227万4100円

部門別

医療 38.4兆円

年金 54.4兆円

福祉その他 24.1兆円

機能別

高齢者 55.6兆円

保健医療 36.7兆円

その他 (遺族、家族、障害などなど…)

。介護保障財源は社会保険料と公費負担 (要は税金)があり、134.9兆円

⇒ **社会保険料** 68.9兆円

公費負担 47.7兆円

その他 18.3兆円

◎ 日本の社会保険

。年金保険、医療保険、介護保険、雇用保険、労働者災害補償保険がある

年金保険

・年金保険は、高齢・障害・死亡などが原因で、
所得が減少・喪失したとき、国が保障する制度

・日本の年金制度は3階建てになっている

1階部分

- ・国民年金と呼ばれるもの
- ・20歳～60歳未満のすべての国民が被保険者
- ・20歳以上であれば、学生も外国人も対象となる

2階部分

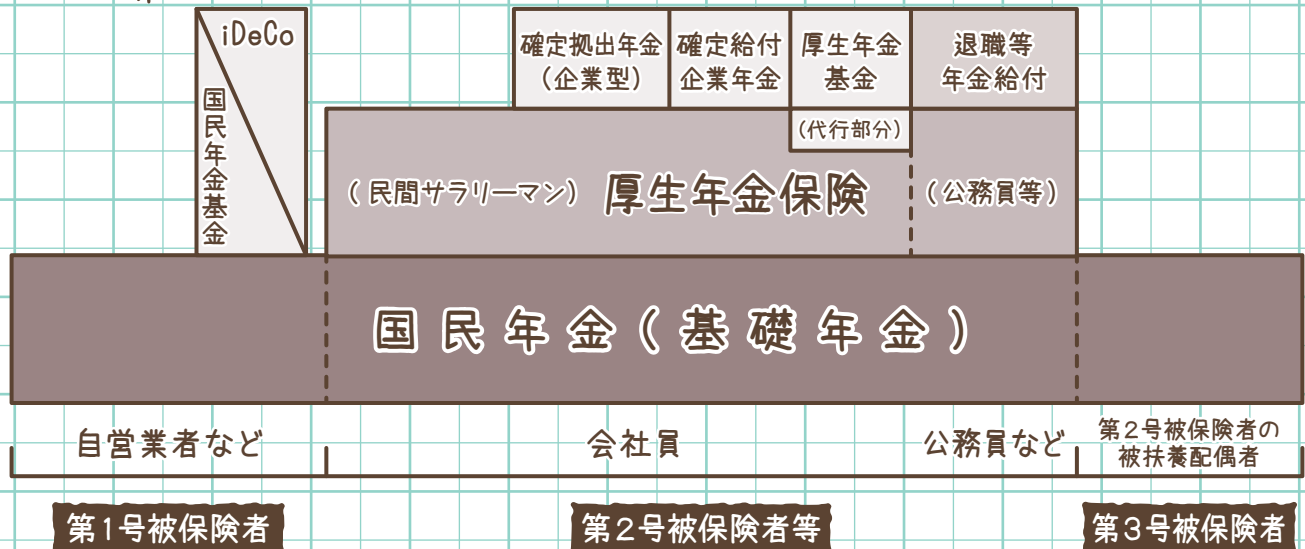
- ・厚生年金や共済年金が当てはまる
- ・対象となるのは、民間の会社員や公民などの被用者
⇒ そのため被用者保険とも…
- ・2015年からは共済年金が統合
- ・2016年には要件を満たした短時間労働者も加入できるように…!

3階部分

- ・ 2階部分の中でもさらに上乘せされるもの
- ・ 企業による確定給付企業年金などがある



イメージ図



医療保険

- ・ 医療保険は、治療や薬剤の処方に必要な費用を年齢に応じて給付する制度
 - ・ 医療保険は下記のものがあり、いずれかに国民は加入している
- ⇒ 健康保険、国民健康保険、共済組合、船員保険、後期高齢者医療制度

健康保険と国民保険

分類	保険者	概要
健康保険	健康保険組合	主に大企業で働く人が被保険者となる
	全国健康保険協会	主に中小企業で働く人が被保険者となる
国民健康保険	都道府県・市町村	市町村の区域内に住居を持つ人が被保険者となる
	国民健康保険組合	自営業者の職種別に組合がある

自己負担

分 類	自己負担割合
義務教育就学前	2割
義務教育就学後～69歳	3割
70～74歳	2割（現役世代並みの収入があれば3割）
75歳以上	1割（現役世代並みの収入があれば3割）

雇用保険

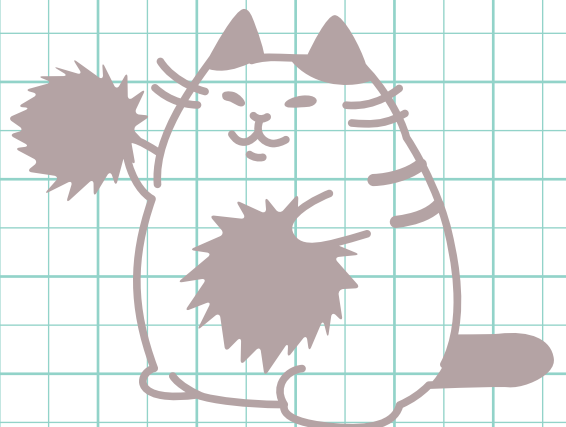
- ・雇用保険は、失業したときに金銭の支給などで生活を安定・雇用の促進をする制度

求職者給付	失業手当を金銭で支給する『基本手当』を中心に、 <u>技能習得手当</u> 、 <u>傷病手当</u> などがある
就職促進給付	再就職支援を目的とした、 <u>就職促進手当</u> 、 <u>移転費</u> などがある
教育訓練給付	<u>資格取得</u> などに要した費用を支給するもの
雇用継続給付	<u>高年齢者や育児・介護休業取得者の雇用を続ける支援</u> をするために金銭を支給するもの

労働者災害補償保険

- ・いわゆる『労災』
- ・業務中、通勤中の災害などを原因としたケガや病気になったときや死亡したときに労働者や遺族に支払われるもの
 - ⇒ 精神的疾患でも適用される
- ・公務員を除きすべての労働者が加入するもの

fight+!!



演習過去問題

問題 1 社会保障に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい

- 1 ナショナルミニマムの理念はデンマークで生まれた
- 2 社会保険制度は、保険料を支払った人に受給権を保障する仕組みである
- 3 生活保護制度は、現物給付を行わない
- 4 社会保障制度は、生活困窮者の貨幣的ニーズの充足を目的としている
- 5 社会手当制度はサービスの現物給付を行う

問題 2 社会保障制度の歩みに関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい

- 1 国民年金法が1950年代に制定され、すべての国民を対象とする皆年金制度が成立した
- 2 国民健康保険が1950年代後半に制定され、すべての国民を対象とする皆保険制度の基礎が作られた
- 3 1960年代になり、老人福祉法、母子福祉法、精神保健福祉法の3法が制定され福祉6法体制が確立した
- 4 1970年代前半には、高齢者の健康増進のために老人保健法が制定された
- 5 1980年代後半から国民年金制度の見直しが始められ、1990年代に入って基礎年金制度が創立された

問題 3 民生委員の委託に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい

- 1 都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が委嘱する
- 2 更生援護に熱意と識見を持っているものの中から都道府県知事が委嘱する
- 3 地域の自治会または町内会の役員から市町村長が委嘱する
- 4 市町村社会福祉協議会の推薦によって都道府県社会福祉協議会会長が委嘱する
- 5 児童福祉法による児童委員に委嘱することは禁じられている

問題 4 日本の社会保険制度に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい

- 1 加入は個人が選択できる
- 2 保険料だけで運営され、公費負担は行われない
- 3 医療保険、年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険の5つである
- 4 給付の形態は、現金給付に限られる
- 5 保険料は、加入者個人のリスクに見合った額になる

問題 1

- 1 ナショナルミニマムはイギリスのシドニー・ウェップが最初に提唱しました。
- 2 ☒ 正解！
- 3 生活保護制度の中でも、医療扶助など現物支給も行っています。
- 4 医療扶助などのお金以外のサービスもあります。
- 5 社会手当壊死度は、子供手当のように支給対象のなかから、申請に基づいて支給されます。

問題 2

- 1 国民皆保険制度は 1961 年に実現しました。
- 2 ☒ 正解！
- 3 1960 年代に精神薄弱者福祉法、老人福祉法、母子福祉法が制定されて福祉六法体制が確立しました。しかし、精神保健福祉法は六法に含まれません。
- 4 老人保健法は、1982 年に制定されました。
- 5 基礎年金制度は 1985 年に制定されました。

問題 3

民生委員は都道府県の推薦によって厚生労働大臣が委嘱します。

民生委員の働きは、それぞれの地域で、住民の立場に立って相談に応じて援助を行います。

民選院は児童委員も兼ねています。

そのため正解は 1 となります。

問題 4

- 1 日本の社会制度は、年齢などによって加入保険は異なるが、自由に選択はできない。
- 2 社会保険の運用には、公費も使われている。
- 3 ☒ 正解！
- 4 日本の社会保険制度の給付形態は、現金給付と現物給付がある。
- 5 保険料は年齢や所得に応じて決まり、リスクは考慮されていない。